

# 令和 6 年度予算見積要領

## ■基本的事項

予算編成を進めるにあたっては、職員一人ひとりがあらためて本市の置かれている厳しい財政状況に目を向けつつ、直面する行政課題に効果的かつ効率的に対応することが極めて重要である。

本市の財政状況を今一度認識し、一層の選択と集中を進めるという強い意識を持った上で、本要領に沿って予算を見積ること。

### 1. 「草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例」および「草津市財政規律ガイドライン」に基づく取組

本市では、総合計画に掲げる施策を確実に推進するとともに、将来にわたって持続的に発展していけるよう、各種の財政指標等について目標値を設定することにより、財政規律の確保を図り、健全な財政運営を維持していくことを目的として、平成 25 年度に「草津市財政規律ガイドライン」を策定し、令和 4 年度には令和 14 年度までを期間とする「第 2 期草津市財政規律ガイドライン」を策定した。

また、平成 28 年度には、ガイドラインに基づく取組をより一層推進し、規律ある財政マネジメントの下で自律した地域経営の実現を図るため、財政運営に関する基本方針や取組等を定めた「草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例」を制定した。

このことから、予算の編成にあたっては、財政規律条例やガイドラインの趣旨等に基づき、財政規律の確保に向けた取組を着実に進めるべく、将来の負担を想定した上で事業計画を作成し、適切な金額で見積ること。

### 2. ゼロベースでの見直しと戦略的な財源配分

厳しい財政状況にあって、複雑多様化する行政課題への対応や業務の効率化を推進するため、中長期的な展望の下で、常にコスト意識をもち、内部事務を含めた全ての既存事業について、一旦ゼロベースで見直すこと。その際には、各部局の主体的なマネジメントにより、歳出全体の徹底した洗い直しを行い、「事業目的達成のために最良の手段か」、「前例にとらわれず創意工夫を重ねているか」、「費用対効果はどうか」といった視点から、制度・施策の抜本的な見直しや優先順位づけを行うこと。また、あわせて一層の「選択と集中」の徹底により、事業の廃止や縮減を進めるとともに、限られた財源を「Ⅲ 予算編成方針 2 リーディング・プロジェクト」に掲げた分野へ振り向けるなどの「戦略的な財源配分」に努め、メリハリの利いた予算見積りとする。

なお、事業の削減や手法の見直しは、事業費だけではなく、職員の業務量の削減につながることから、歳出予算額の多寡にかかわらず見直しを進め、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指すこと。

### 3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

公共施設等の更新等にあたっては、「草津市公共施設等総合管理計画」に基づき、ライフサイクルコストを意識し、ファシリティマネジメント推進基本方針に基づく公共建築物の保全計画や、各インフラ資産に関する長寿命化計画、「草津市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づく取組等により、経営的な視点を持って、低廉かつ良質な施設整備およびサービスの確保に努めること。

### 4. 債権管理の適正化

各種の税外収入金に係る未収金については、滞納繰越分と現年分を明確に区別すること。  
また、関係例規や「草津市債権管理・回収マニュアル」等に基づき、債権管理の適正化を進めるとともに、財政基盤の確立や市民の公平性確保の観点からも、具体的な収納目標を設定するなど確実に未収金を減らすための対策を行うこと。

### 5. 施工時期の平準化

公共工事においては、単年度予算主義のもと、単年での工事の実施を原則としているところであるが、政府全体において働き方改革が推進され、令和6年度から建設業にも労働時間規制が本格適用されるなか、令和元年6月に新・担い手3法が成立し、公共工事の品質の確保の促進に関する法律において、施工時期の平準化が発注者責務として明記されるとともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律においても平準化について規定され、平準化の取組が地方公共団体等の努力義務とされたことから、債務負担行為の活用等により、施工時期の平準化を図ること。

### 6. 週休2日取組指定型工事に係る予算要求

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成31年4月1日から施行されている。建設事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていたが、令和6年4月1日から適用される。

これを受けて、本市においても「草津市週休2日取組指定型工事実施要領」を策定し、令和5年度より段階的に、週休2日の取組を指定する「週休2日取組指定型工事」を実施しており、週休2日の取組に対する成果に応じて、工事成績評定にて評点を加算するとともに、週休2日の取得に要する費用を計上するものとしている。

については、「草津市週休2日取組指定型工事実施要領」に基づき、週休2日工事の対象となる全ての工事について、週休2日の確保が可能な工期設定を行うとともに、週休2日の取得に要する費用を適切に計上すること。

### 7. 枠配分方式による予算編成

各部局の主体的マネジメントによる予算編成を行うことを基本に、枠配分方式による各部局の予算見積り上限額を設定し、予算編成を進める。「枠配分経費」については、安易に前年度同額とするのではなく、各部局の責任において積算内容等を十分に確認し、適正に予算額を見積ること。

(1)予算の見積りにあたっては、「枠配分外経費」と「枠配分経費」に分けて見積ること。

○「**枠配分外経費**」

1. 義務的経費(公債費、人件費)
2. 同和対策事業関係経費(経過措置分)
3. 一部事務組合負担金
4. 財政運営計画事業費
5. 重点政策マネジメント事業費
  - ・ 審査結果でAとされたもの(審査額のうち、人件費や長期継続契約等、別途枠配分外経費として見積る項目がある場合、当該経費を除いた額を上限に要求を可とする)
  - ・ 過年度の重点政策マネジメント事業の見直しで枠配分外経費に指定した事業
6. 職員提案事業に係る経費
7. 指定管理者制度等の債務負担を認められた経費
  - ※令和5年度より開始した公共施設包括管理業務に係る経費については、令和6年度当初予算より枠配分外経費として取り扱うので、要求にあたっては、別途総務課より通知される事業費で要求すること。
8. 長期継続契約を締結している経費(新規の契約や更新による増額分は**初年度のみ枠配分経費で対応**のこと)
9. 光熱水費・燃料費
  - ※昨今の原油価格・物価高騰の動向を鑑み、令和6年度当初予算においても、枠配分外経費として取り扱う。なお、要求にあたっては、要求時点における直近の単価を用いた上で、積算根拠を明らかにし、要求のこと。
10. 上記に相当する特別会計繰出金

上記の経費は一件審査とするので、後述の個別的事項に則り、データや客観的根拠等を明確に示したうえで、必要最小限の予算額を見積ること。

財政運営計画事業、重点政策マネジメント事業は、安易に措置額を計上するのではなく、最終調整結果における指示事項や、課題・問題点等を十分整理のうえ事業費を精査し見積ること。

○「**枠配分経費**」

各部局が、それぞれに配分された金額の範囲内において自主的に調整する経費であり、「枠配分外経費」以外の全ての経費を対象とし、配分枠を超えた見積りは、厳に慎むこと。

各部局における令和5年度当初予算の一般財源総額に市長が指示した次の率(以下「シーリング」という。)を乗じた額を、「枠配分経費」とする。なお、過年度の重点政策マネジメント事業の見直しにより枠配分経費としたものも当該経費とするので留意のこと。

(ア)投資的経費	100.0%
(イ)その他の経費	100.0%

事業費を上回る財源を見込むことが可能な事業(全額特定財源が充当されている事業で、例えば、自転車駐車場管理運営費や、国保・介護特会等の各事業)についても、本市の財政状況に鑑み、当該事業費に対しシーリングの率を乗じた額を上限に見積ること。

なお、財政運営計画上、将来にわたって収支不足が見込まれる中で、(ア)投資的経費および(イ)その他の経費について、前年度と同額を枠配分経費としているが、上昇傾向にある資材物価や労務単価が、施設の維持管理経費や委託業務等の予算見積額に及ぼす影響を考慮したためであるので留意のこと。

また、以下の対象経費については、事前に総務部と協議の上、見積ることができる。

ただし、協議にあたっては、下記に指定する様式を提出することとし、その内容によっては、協議を不可とする場合があるので留意のこと。

(枠外協議対象経費)

- |   |
|---|
| <p>① 財政運営計画等(重点政策マネジメント事業含む)の審査結果において別途協議が必要と判断された経費【金額条件を問わない】</p> <p>② アウトソーシングや実施手法の見直し等により、長期的にみてトータルコストの削減に繋がる経費【金額条件を問わない】</p> <p>③ 市長が特にやむを得ないと認めるもので、<u>財政運営計画等の策定後に生じた状況の変化に対応するための経費</u><br/>【ハード事業は1件5,000万円、ソフト事業は1件500万円以上】<br/>※③に該当する事業を提出する場合の留意点</p> |
|---|

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・国、県等の制度改正に伴うものや、国の概算要求により新たに財源の確保が見込まれるものなどの協議を可とする。</li><li>・部局内のマネジメントにより、枠配分経費の削減や枠配分経費との組み換え等を行った結果、どうしても必要な経費のみ、部局内で優先順位付けを行った上で協議すること。</li><li>・ソフト事業については、複数の要素を合算し500万円以上として要求するケースが見受けられるが、対象経費が1件500万円以上であることから、複数の事業を合算した要求は受け付けられないので留意のこと。</li></ul> |
|--|

(提出様式)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・様式1 部局別予算見積方針</li><li>・様式4 既定経費見直し事項一覧表(必ず提出すること)</li><li>・様式8 枠外経費見積調書</li><li>・様式8-1 枠外経費一覧表</li></ul> <p>※様式8と様式8-1に計上する事業は同じであること。</p> <p><u>なお、様式8については、財政運営計画や重点施策マネジメント事業の審査において「当初予算要求までに別途協議」とされた事業については、必ず協議状況を記載の上、提出のこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・様式17 当初見積額 部・課別総括表</li></ul> |
|---|

(2) 扶助費については、前年度の102%（障害者福祉費（医療費助成制度分を除く）に限り107%）を枠配分経費としているので、指定された扶助費枠の範囲内で見積ること。なお、扶助費に係る「扶助費枠」と「一般行政経費枠」の両者の相互間充用は認めないので留意すること。

また、扶助費については、補正予算での大幅な減額や、翌年度に多額の返還を行う事例が例年発生していることを鑑み枠配分額の見直しを行ったものであることから、実績を踏まえた適正な見積りとする。なお、扶助費枠の範囲内であっても審査を行うことがあるので留意のこと。

(3)各部・課の事業別枠配分（シーリング表）については、キャビネット「財政課」「当初予算編成」「令和6年度」「枠配分表」にあるので、参考にすること。

(4)枠配分経費であっても、新規事業、制度の拡大を伴う事業および業務見直し工程表（スクラップロードマップ）対象事業は、事業効果等の確認を行うので了知のこと。また、政策的要素を含んだ経費については、総務部の考え方を示した上で保留とする場合があるので了知のこと。

## ■個別的事項

各項目において、適正な額を見積るとともに、第2期草津市財政規律ガイドラインに示された「財政規律の確保に向けた取組」を着実に推進すること。

### 1 歳入に関する事項

#### (1)市税

今後の経済・社会情勢や税制改正の動向を十分考慮し、正確な課税客体の把握に努め、確実な年間収入額を見積ること。滞納額・不納欠損額については、その解消を目指し、全力を挙げて取り組むこと。((2)・(3)も同様とする。)

#### (2)分担金及び負担金

事業の性格、実施規模に応じ、あるべき負担の額に再検討を加え、受益の限度、負担能力等を考慮しながら見直すべきものについては、必要な措置を講ずるものとする。

また、積算にあたっては、過去の実績等を通じ予測される年間の確実な収入見込額を把握のうえ、適正な額を見積ること。

#### (3)使用料及び手数料

「(2)分担金及び負担金」と同様とする。

#### (4)国庫支出金

国の予算編成や補助制度の動向に留意し、情報収集に努め、補助対象となるものは積極的に活用し、関係機関に要望すること。

また、それぞれの交付基準に基づき、補助率、補助単価および補助事業量を的確に把握し、必要かつ適正な額を見積ること。

なお、予算見積り時点においても、制度が不確定なことも想定されるため、見積り後に内容が明らかになった場合で、予算の組替え等が必要な場合は、財政課と協議すること。

#### (5)県支出金

県の予算編成や補助制度の動向に留意し、情報収集に努め、補助対象となるものは積極的に活用し、関係機関に要望すること。

県における補助金の見直し等の動向にも十分留意し、情報収集に努めること。

なお、補助金等が削減されたとしても、その削減分を安易に市費に振り替えることなく、事業の見直しを図った上で必要額を見積ること。

また、予算見積り時点で、詳細が不明なことも想定されるため、見積り後に内容が明らかになった場合で、予算の組み替え等が必要な場合は財政課と協議すること。

#### (6)財産収入

所管する財産の状況を的確に把握し、具体的な利用計画がなく、現在有効活用が図られていない市有財産（土地・建物）については、その活用を十分に検討し、積極的な売

却や貸付を図るなど、適正な収入額を見積ること。

また、市有地等の財産貸付収入については、地価の推移等の情報収集に努め、更新時期等に留意の上、適切な額を見積もること。

#### (7)市債

地方債計画および同意基準等の動向に留意し、適債事業に対し適正な充当可能額を見積ること。なお、充当率等が不明な場合は、財政課と協議を行ったうえで見積ること。

#### (8)諸収入

(款)諸収入のうち(項)雑入については、必ず、全てについて歳入の内容が分かるよう(節)を設けるものとし、(節)雑入による見積りは行わないこと。また、安易に諸収入による見積りとせず、歳入の内容に応じた適切な項目で見積ること。

## 2 歳出に関する事項

#### (1)物件費

物件費については、決算状況を十分に踏まえて見積ること。なお、事務事業の増加等による経費増にあっても、事業の合理化・効率化によりその吸収を図ること。

① 旅費については、事務事業を進めるために必要で欠くことのできない具体的な目的をもって行うことに徹し、その目的に照らして行き先を厳選するとともに、最小限の行程、人員とすること。

② 食糧費については、社会通念上妥当なものに限定し、必要かつ最小限の見積りとすること。また、会議等にかかる食糧費についても、必要最小限のものに限定し、時間帯・形式を工夫し極力削減することとし、審議会委員等による出席の場合を含み、公務にかかる職員の食糧費は認めないものとする。

また、委託料等で執行する事業に含まれるものについても同様とする。

③ 委託料については、仕様内容の見直しを行うとともに、安易に前年と同額の見積りとならないよう努めること。新たに取り組む業務については、必ず複数業者による見積りにより、適正価格で見積ることとし、長年にわたり同業者と随意契約している項目については、仕様の見直しは当然のことながら、複数業者による見積りおよび原価計算等により適正な価格を把握し、予算見積りに反映させること。また、外部委託等の導入が効果的な業務、施設については、アウトソーシングによる「民間活力」を積極的に活用すること。

併せて、施設のオープン式典等については、節度ある範囲内での見積りとすること。なお、50万円以上の工事や工事に関連する調査、測量、設計、草刈り等の業務委託、または100万円以上の修繕については、原則、仕様書発注は認められず設計が必要となることから、予算要求にあたっては設計を組んだ上で見積ること。

④ 光熱水費及び燃料費については、昨今の原油価格高騰の動向を踏まえ枠配分外経費とするので、過剰な要求とならないよう十分に精査した上で必要額を見積もること。

## (2)人件費

会計年度任用職員の任用にかかる経費については、前年と同様に見積るのではなく、事業の合理化や効率化を十分検討したうえで、事業規模に応じた必要最小限の人数を見積ること。

また、新規事業にかかる会計年度任用職員の任用についても、既存の執行体制で対応可能か検討した上で、必要最小限の人数を見積ること。

## (3)扶助費

各種福祉施策の実施については、長期的見地に立って施策の効果に十分留意し、市民生活に密着した福祉の向上に努めること。

扶助費の増加が本市の財政構造硬直化の一因となっていることから、特に単独の扶助費については、事業手法や給付水準、対象者等について徹底した精査を行い、主体的な見直し検討を進めること。

## (4)負担金補助及び交付金

補助金については、時代の要請に合わないもの、所期の目的を達成したと認められるもの、または期待された補助効果が得られていないものについては、十分な精査と検証を行い、廃止・再構築を前提に、徹底的な見直しを行うこと。なお、補助金は、新規・既存であるかにかかわらず、3年の時限区分の設定を原則としているので、見直しにあたっては、目標年次を明確にしたうえで検討すること。

また、全ての補助金交付団体に対し、その自立を促す観点からも見直しを働きかけること。各種負担金についても同様とする。なお、前年度からの繰越額が、補助金額の1/2を超える場合には、様式7「補助金調書」と合わせて別途、継続交付の理由書が必要になるので留意のこと。

特に、地域の協議会等については、安易に本年と同額を見積らず、相手先の決算状況も十分確認し、過剰な負担とならないよう適正な額を見積ること。

一部事務組合負担金についても、本市の予算編成方針の主旨を周知し、経費の節減等について各組合の理解を求めておくこと。

## (5)投資的経費

現下の厳しい財政状況や義務的経費が増加するなか、投資的経費については、事業効果や優先度および緊急性について再度検討を加えること。なお、補助事業については、補助対象経費内での見積りに努め、単独事業においても、国の予算編成や補助制度の動向に留意し、積極的な財源取り込みを行うこと。

また、将来の維持管理経費を含めたライフサイクルコストの観点からも費用対効果の検討を行うとともに、補助事業であることを理由に安易に事業計上を行い、結果として将来的な財政の硬直化を招かぬよう十分留意すること。

加えて、今年度等に発注した実施設計に伴う工事請負費の見積りについては、当該実施設計の成果物に基づく積算によって適正に見積ること。



### 3 地方公会計対応のための細節区分（予算仕訳）について

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総務大臣通知総財務第14号）により、財務書類作成の基礎となる「固定資産台帳」の整備が求められ、平成30年度予算からは、予算編成の段階で「資産」形成に繋がるものと「費用」となるものを仕分けすること（予算仕訳）で、資産の登録漏れを防止し、固定資産台帳の精度の向上を図ったところであり、令和6年度予算においても同様に仕分けすることとする。

（※資産と費用の区分について・・・別紙P.13参照）

### 4 総合計画の進捗管理にかかる施策評価結果の反映

将来ビジョンの実現に向けて、総合計画の取組を着実に進めていくため、施策評価の結果を反映した見積り内容とすること。

### 5 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

「業務見直し工程表（スクラップロードマップ）」に基づき、必要な取組を反映した見積り内容とすること。

### 6 特別会計、企業会計

特別会計については、自主財源の確保および効率的な会計経営に努めるとともに、前記の事項に準じ収支の均衡を図ること。

企業会計については、企業性格を十分に発揮し、一層経営の合理化を図り、独立採算性を堅持できるよう、検討を加えること。

### 7 債務負担行為

債務負担行為は将来の財政運営を圧迫する要因となるので、対象事業およびその総額（限度額）について、十分精査し、必要最小限を見積ること。

また、令和年7度以降の業務であっても、令和6年度中に事前準備行為を行う場合、令和6年度に債務負担行為の設定が必要な場合があるため、十分確認のこと。

### 8 指定管理者制度

令和6年度中に指定管理者の更新手続きを予定しているものについては、より効率的なサービスの提供を行うことができるように利用料金制の導入について検討のこと（検討にあたっては草津市指定管理者選定評価委員会からの意見具申等を参考のこと）。なお、利用料金制を導入する場合は、事前に使用料条例等の改正を要することから留意されたい。

### 9 土地開発公社への委託

土地開発公社への委託にあたっては、債務負担行為の設定を行うこととし、別紙調書（様式11）を作成し、企画調整課と財政課へ提出すること。

## 10 その他留意事項

(1) 予算の見積りにあたっては、現員体制で執行可能な予算見積りとすること。また、「草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に定める特例業務（大規模災害への対処その他重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認める業務）により※上限を超えて行う時間外勤務を前提とした業務量の見積りは厳に慎むこと。

※① 1箇月の時間外勤務の時間が100時間未満

② 1年間の時間外勤務の時間が720時間以内

③ 2～6箇月の平均時間外勤務の時間が80時間以内

④ 1箇月の時間外勤務の時間が45時間を超える月が1年のうち6箇月まで

(2) 事業の実施にあたり、他課に関連する事業や経費がある場合は、他課の事業に影響を及ぼすことが考えられるので、必ず関係課と事前に調整を行ったうえで見積ること。

また、他課と同様の業務がある場合や、同一の数量（世帯数、町内会数、児童数、ごみ量等）をもとに積算する場合、他課の見積り単価等を用いる方が合理的であると考えられるような場合等については、関係課と十分調整のうえで統一性を持って見積ること。

(3) 国・県等の補助率10/10の補助金については、歳入・歳出とも千円未満を切り上げて歳入・歳出同額で見積ること。

(4) 人件費や公債費等への財源充当については、前年度予算と同様のルールで充当のこと。

(5) 業務委託やリース等を新たに開始する場合は、安易に年額を見積らずに、その準備期間と開始時期を考慮して見積ること。

(6) 講演および研修に係る講師謝礼については、別添の見積基準を参考として、他課とのバランスを十分考慮して見積るとともに、審議会等の各種委員報酬については、法令または条例設置による場合は報酬、規則・要綱設置によるものは、報償費にて見積ること。

また、基本構想や基本計画の策定にあたり、審議会や懇話会等の委員謝礼が必要な場合は、委託業務には含めず、別途報償費等で見積ること。

(7) 執行委任の対象となる経費（使用料及び賃借料・通信運搬費・消耗品費等）については、料金受取人払いの手数料等の付随する費用も確認の上、必要額を見積ること。

(8) 審議会や懇話会等の附属機関を開催する場合は、様式5「附属機関調書」で委員名簿を作成すること。

(9) 全体を通して、令和5年度予算ならびに財政運営計画（重点政策マネジメント事業含む）の審査結果を尊重した見積りとすること。

- (10) 予算費目の誤りや積算誤りがないよう十分精査の上、要求を行うこと。なお、要求にあたり、予算費目等が不明な場合等には、事前に財政課と協議すること。
- (11) 外郭団体へ人件費の補助や負担を行っている場合には、雇用体系を問わず別途職員課にその処遇内容が分かる書類を提出すること。
- (12) 例年、明らかな予算計上漏れとみられる事案や、当初要求の見積誤りにより予算執行段階において補正・流用が必要となる事案が発生している。一方、決算においては多額の不要額が生じている事案があり、予算要求段階で事業の全体像を把握し、しっかりと確認した上、予算要求を行うこと。
- (13) 今年度は、市議会議員選挙の影響により、会派要望の締切から当初予算要求の締切まで日数が例年に比べて短いことから、会派要望に係る予算要求が締切に間に合わない場合には、11月9日（木）までに、増額分減額分を併せて、復活見積調書の様式で提出すること。（会派要望に係る経費は枠配分経費で対応するものであることから、増額の要求をする場合は要求を組み替えるなど、減額の要求も併せて行うこと。）

## 1 1 予算編成の日程等

### (1) 提出期限

歳入・歳出予算要求書、様式1～18、関係資料（設計書・図面・参考データ等）別冊  
 ……令和5年10月26日（木）

### (2) 提出様式等

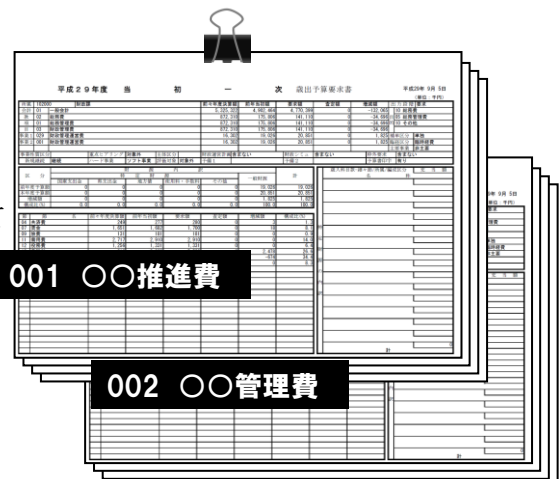
- ① 歳入・歳出予算要求書 (2部) ……クリップ留め・両面印刷※
- ② 様式1～17※ ……データで提出
- ③ 関係資料(設計書、図面、参考データ等) 別冊 (2部) ……クリップ留めまたは綴り紐※  
(※関係資料にはそれぞれ必ず通し番号を打っておくこと。)  
(※関係資料はできる限りA4横とすること。)

※様式1、16、17について

各部で部内のデータを一つのファイルに取りまとめ、それぞれの提出期限までに、「#庁内回答用→総務部→財政課→令和6年度当初予算」フォルダに貼付すること。

※歳出の要求書については、事業2ごとに右図のように要求書の鑑が先頭ページになるように調整願います。（事業2ごとのクリップ留めは不要です。まとめて綴じてください）

※関係資料は事業2ごとにインデックスを付けるなど、見やすい資料になるようにご協力をお願いします。



- (3) 予算編成の日程は次頁のとおりであるが、国・県予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。